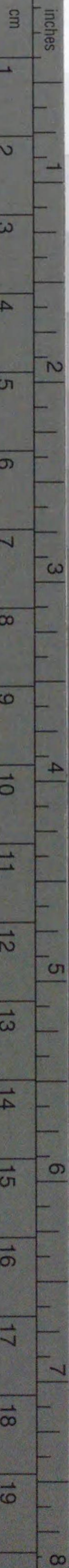


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

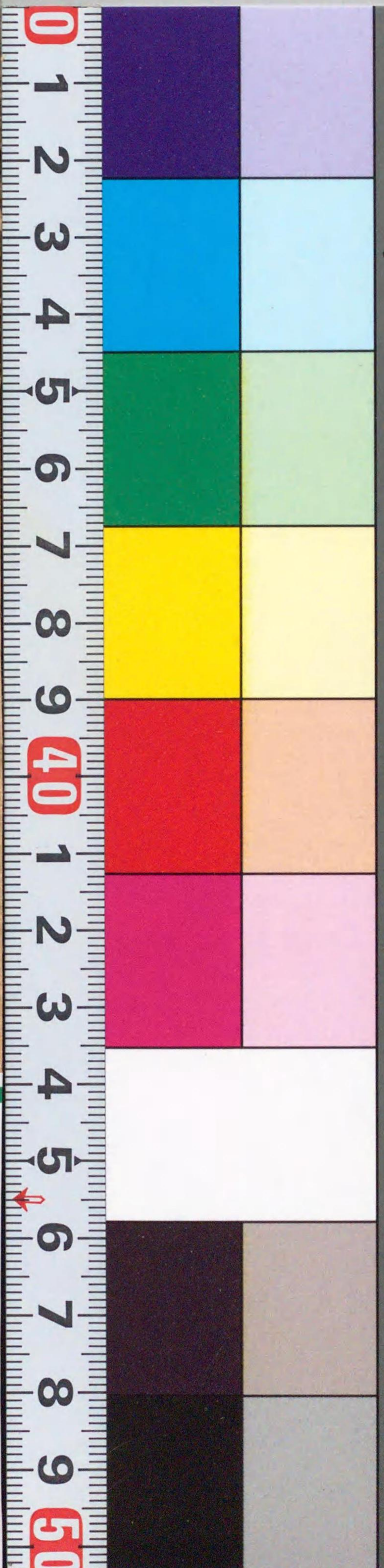
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



Y994-J8386

306  
485

Y994-J8386  
\*1200801587945\*

肥料の規則

千葉縣内務部編



Y994

J8386

# 肥料の規則目次

## 〔一〕 肥料業者の注意事項

- 一、肥料營業を爲さむとする者の注意事項……………一
- 二、肥料賣買業者の注意事項……………二
- 三、肥料製造業者の注意事項……………三
- 四、肥料輸入移入業者の注意事項……………四
- 五、肥料行商に關する注意事項……………五
- 六、保證票に關する注意事項……………六
- 七、保證票の添付を要せざる肥料の取扱に關する注意事項……………七

## 〔二〕 肥料取締關係法規

- 一、肥料取締法……………一
- 二、肥料取締法施行期日に關する件……………三
- 三、肥料取締法施行規則……………四

大正  
13.9.13  
内交



I 種  
W



\*1200801587945\*



二

- 四、肥料取締法施行細則……………二一
- 五、肥料取締法施行細則取扱手續……………三九
- 六、肥料検査官吏携帯證票様式……………四〇
- 七、法人處罰に關する法令……………四一
- 八、間接國稅犯則者處分法……………四一
- 九、間接國稅犯則者處分法施行規則……………四五
- 一〇、肥料置場規則……………四七
- 一一、化學場取締規則……………四八
- 一二、農商務省農事試驗場依頼分析規則……………五二
- 一三、全上分析手數料ノ件……………五四
- 一四、千葉縣農事試驗場依頼分析規程……………五六
- 一五、千葉縣手數料徵收及其ノ細則(抄)……………六〇
- 一六、肥料鑑定ニ關スル件通牒……………六二



# 肥料の規則

千葉縣内務部編纂

## 〔一〕 肥料營業者の注意事項

一、肥料營業を爲さむとする者の注意事項

本縣内に於て  
 一、肥料の製造  
 二、肥料の賣買  
 三、肥料の輸入  
 四、肥料の移入  
 を營業せんとするものは先づ千葉縣知事宛

に  
 一、肥料製造營業免許願及添附書 (書式は肥料取締法施行細則第一號様式其ノ一、其ノ二參照すへし)  
 二、肥料買營業免許願及添附書 (書式は肥料取締法施行細則第二號様式其ノ一、其ノ二參照すへし)  
 三、肥料輸入營業免許願及添附書 (書式は肥料取締法施行細則第三號様式其ノ一、其ノ二參照すへし)  
 四、肥料移入營業免許願及添附書 (右ニ同シ)  
 を提出し

免許を受け、然る後に其業務を創むへし、而して免許を受けむとする時及免許を受けたる後各自の遵守すべき法規は豫め熟知せざるべからず、故に是等關係法規は別項に蒐録したり、然れ共如何に肥料を



以て營業を爲すとは謂へ是等を暗記するは不可能なり、事毎に當りて一々是等を檢索するも亦難事に屬すべきを以て今肥料の營業に従ふ者の注意すべき事項の一般を順次列記して、以て忙中と雖も一覽要領を得せしむるの便に供せんとす。

【注意】

- (一) 肥料の營業は相續を許さず故に營業者の死亡又は隱居したる場合には新に營業せんとする者の名義にて免許を受くるを要す
- (二) 出願の際肥料又は其原料の提出を命ぜられたるときは指定の期日迄に之を提出すべし
- (三) 書類の提出は肥料取締法施行細則第一條乃至第五條に據り夫々手續を誤らざるを要す
- (四) 書類の様式は肥料取締法施行細則中に示せるものによるべし
- (五) 法律規則上のこと又は肥料のことに關し不明の點又は疑のあること等は遠慮なく出頭するか又は「往復はかき」或は返信料封入の上肥料検査官吏に照會すべし

二、肥料賣買營業者の注意事項

- 一、各肥料營業所には縣廳に差出したる願書及届書の寫並に免許證認可證又は其寫を備へ置くべし
- 二、各肥料營業所には肥料讓受簿及肥料讓渡簿を備へ賣買の都度之に記載し置くべし（肥料取締法施行細則第二十四號様式其ノ二其ノ三）

【注意】

- (一) 前二項の書類帳簿は整理の上取纏め一定の場所に置くこと
- (二) 讓渡簿は卸賣したるもののみを記載し小賣は記載するを要せず
- (三) 帳簿は最終の記載を爲したる日より二ヶ年以上保存すること

- 三、各肥料營業所及肥料藏置所の見易き場所に標札（肥料取締法施行細則第二十五號様式）を掲ぐべし

- 四、左記の場合には縣知事宛に願書を提出して認可を受くべし

(イ)(ロ) 肥料の名稱を變更せむとするとき（肥料取締法施行細則第五號様式）

(イ)(ロ) 肥料營業所の位置を變更せむとするとき（全上第六號様式）

- 五、左記の場合には縣知事宛に届書を提出すべし

(イ)(ロ) 肥料營業者の氏名若くは名稱又は住所を變更したるとき（肥料取締法施行細則第十九號様式）

(イ)(ロ) 肥料藏置所の位置を變更したる時（全上第十八號様式）

(イ)(ロ) 肥料の生産地に變更ありたること

(イ)(ロ) 肥料營業を廢止したるとき（全上第十三號様式）

(イ)(ロ) 肥料營業者死亡したるとき（相續人より）（全上第十四號様式）

(イ)(ロ) 肥料營業を休止したるとき（全上第十五號様式）

(イ)(ロ) 休止したる營業を開始したるとき（全上第十六號様式）

(イ)(ロ) 肥料營業者自ら管理をなさざる營業所に管理人を置きたるとき及其管理人に變更ありたるとき（全上第十七號様式）

(イ)(ロ) 輸移入港に於て輸移入肥料の引渡を受け之を陸揚したるとき（但し大豆油粕を除く）（全上第二十二號様式）

(イ)(ロ) 二號様式）

(イ)(ロ) 前年中に肥料を輸出又は移出したるときは毎年二月末日迄に其肥料高を届出つべし

(イ)(ロ) 保證票を添附したる肥料が災害に遭ひ其成分量に變化を受けたる疑あるとき（全上第二十三號様式）

(イ)(ロ) 様式）

(イ)(ロ) 肥料營業所、藏置所か二以上の府縣に存在するときは免許又は認可ありたる都度二週間以内に願書、添附書、免許證、認可證等の寫を添へて關係府縣知事に其旨届出つべし

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)



(ワ) 肥料取締法施行細則第二條に該當する營業者にして其の能力、法定代理人、保佐人又は定款若は代表者に變更を生したるとき

【注意】 一 (イ)乃至(ヘ)の届書は二週間以内に提出し其他は直ちに差出すべきものとす  
二 (ニ)(ホ)の場合には肥料輸出又は移出高届を添附すべし

三、肥料製造營業者の注意事項

一、各肥料製造場、肥料營業所には縣廳に差出したる願書及届書の寫並に免許證、認可證又は其寫を備へ置くべし

二、各肥料製造場には肥料製造簿を備へ肥料を製造したる都度之に記載し置くべし(肥料取締法施行細則第二十四號様式其ノ一)

三、各肥料營業所には肥料讓渡簿を備へ肥料營業者に販賣したる都度之に記載し置くべし(肥料取締法施行細則第二十四號様式其ノ二)

【注意】 一 上記の書類及帳簿は整理の上取纏め一定の場所に置くこと  
二 帳簿は最終の記載を爲したる日より二ヶ年以上保存すること

四、肥料製造場、肥料營業所、肥料藏置所の見易き場所に標札(肥料取締法施行細則第二十五號様式)を掲ぐべし

五、左記の場合には縣知事宛に願書を提出して認可を受くべし

(イ) 肥料の名稱を變更せむとするとき(肥料取締法施行細則第四號様式)

(ロ) 保證成分量を變更せむとするとき(全上第八號様式)

(ハ) 肥料營業所の位置を變更せむとするとき(全上第六號様式)

(ニ) 肥料製造場の位置を變更せむとするとき(全上)

(ホ) 肥料製造又は藏置に關する設備を變更せむとするとき(全上第七號様式)

(ヘ) 肥料製造方法を變更せむとするとき(全上第四號様式)

六、左記の場合には縣知事宛に届書を提出すべし

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト) 肥料營業者の氏名若しくは名稱又は住所を變更したるとき(肥料取締法施行細則第十九號様式)

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト) 肥料藏置所の位置に變更ありたるとき(全上第十八號様式)

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト) 製造營業を廢止したるとき(全上第十三號様式)

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト) 肥料營業者死亡したるとき(相續人より)(全上第十四號様式)

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト) 製造營業を休止したるとき(全上第十五號様式)

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト) 休止したる營業を開始したるとき(全上第十六號様式)

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト) 製造者自から管理をなさざる製造場、營業所に管理人を置きたるとき及其管理人に變更ありたるとき(全上第十七號様式)

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト) 輸移入港に於て輸移入肥料の引渡を受け之を陸揚したるとき(但し大豆油粕を除く)(全上第十二號様式)

(リ)(ニ) 保證票を添附したる肥料が災害に遭ひ其成分量に變化を受けたる疑あるとき(全上第廿三號様式)

(リ)(ニ) 式) 毎年二月末日迄に前年中の肥料製造高及製造の原料に供したる肥料高を届け出つべし若し製造を爲さざるときは其旨を届出つるものとす(全上第二十號様式及第二十一號様式)

(ル)(ニ) 前年中に肥料を輸出又は移出したるときは毎年二月末日迄に其肥料高を届出つべし

(ル)(ニ) 肥料營業所、製造場及藏置所が二以上の府縣に涉り存在するときは免許又は認可ありたる都度二週間以内に願書、添付書、免許證、認可證の寫を添へ關係府縣知事に其旨届出つべし

(ワ) 肥料取締法施行細則第二條に該當する營業者にして其能力、法定代理人、保佐人又は定款若は代表者に變更を生したるとき

(ワ) 製造の原料に供したる肥料高の届出者は調合肥料、再製油粕類の製造者及單に肥料を粉末と爲す製造者なりとす

(ワ) (イ)及(ロ)の場合には肥料製造高届製造の原料に供したる肥料高届及肥料輸出又は移出高届を添附すべし

(ワ) (イ)乃至(ホ)の届書は二週間以内に提出し其他は直ちに差出すべし

(ワ) (イ)乃至(ホ)の届書は當縣下に營業所を有せざるも製造場を有するものは之を爲すことを要す

【注意】 一 製造の原料に供したる肥料高の届出者は調合肥料、再製油粕類の製造者及單に肥料を粉末と爲す製造者なりとす

二 (イ)及(ロ)の場合には肥料製造高届製造の原料に供したる肥料高届及肥料輸出又は移出高届を添附すべし

三 (イ)乃至(ホ)の届書は二週間以内に提出し其他は直ちに差出すべし

四 (イ)乃至(ホ)の届書は當縣下に營業所を有せざるも製造場を有するものは之を爲すことを要す



#### 四、肥料輸入（又は移入）営業者の注意事項

- 一、各肥料営業所には縣廳に差出したる願書及届書の寫並に免許證認可證又は其寫を備へ置くへし
- 二、各肥料営業所には肥料讓受簿及肥料讓渡簿を備へ輸入、移入及販賣の都度之に記載し置くへし（肥料取締法施行細則第二十四號様式其ノ二其ノ三）

【注意】 賣買營業者の注意事項に於ける同上事項中に記載したるに同じければ就て参照すへし

- 三、各肥料営業所、肥料藏置所の見易き場所に標札（肥料取締法施行細則第二十五號様式）を掲ぐへし

- 四、左記の場合には縣知事宛に願書を提出して認可を受くへし

(イ) 肥料の名稱を變更せむるとき（肥料取締法施行細則第五號様式）

(ロ) 肥料營業所の位置を變更せむるとき（全上第六號様式）

(ハ) 保證成分量を變更せむるとき（全上第八號様式）

- 五、左記の場合には縣知事宛に願書を提出すへし

(イ) 肥料營業者の氏名若くは名稱及住所を變更したるとき（肥料取締法施行細則第十九號様式）

(ロ) 肥料藏置所の位置に變更ありたるとき（全上第十八號様式）

(ハ) 肥料製造者の氏名若くは名稱及其主たる製造場所在地又は肥料の生産地に變更ありたるとき

(ニ) 廢業したるとき（全上第十三號様式）

(ホ) 營業者死亡したるとき（相續人より）（全上第十四號様式）

(ヘ) 營業を休止したるとき（全上第十五號様式）

(ト) 休業したる營業を開始したるとき（全上第十六號様式）

(チ) 輸入又は移入したる肥料を陸揚したるとき（但し大豆油粕を除く）（全上第二十一號様式）

(リ) 肥料營業者自から管理をなさるる營業所に管理人を置きたるとき及其管理人に變更ありたるとき（全上第十七號様式）

(ヌ) 毎年二月末日迄に前年中に輸入、移入、輸出又は移出したる肥料高を届出つへし（但し輸入、移入の事實なきときは其旨を届け出つへきものとす）（全上第二十號様式及第二十一號様式）

(ル) 保證票を添付したる肥料が災害に遭ひ其成分量に變化を受けたる疑あるとき（全上第二十三號様式）

(ヲ) 肥料營業所、藏置所か二以上の府縣に涉り存在するときは免許又は認可ありたる日より二週間内に願書添附書免許證認可證等の寫を添へ其旨關係府縣知事に届出つへし

(ワ) 肥料取締法施行細則第二條に該當する營業者にして其能力、法定代理人、保佐人又は定款若は代表者に變更を生したるとき

【注意】 (ニ) 及(ホ)の場合には肥料輸入、移入高届又は輸出、移出高届を添附すへし

(イ) 乃至(ヘ)の届書は二週間以内に提出し其他は直ちに差出すへし

#### 五、肥料行商に關する注意事項

- 一、肥料營業の免許を受けたる者にして肥料を行商せむとする場合又は雇人其他の従業者をして行商を爲さしめむとする場合には知事宛に願書を差出し肥料行商鑑札の下附を受くへし（肥料取締法施行細則第九號様式）

【注意】 他府縣にて肥料營業の免許を受け居るものは免許、認可願書、添付書並に免許、認可證の寫を本願書に添附するを要す

- 二、肥料を行商する際は行商鑑札を携帯すへし

- 三、左記の場合には知事宛に願書を提出すへし

(イ) 行商鑑札の書換を要するとき（肥料取締法施行細則第十一號様式）



(ロ) 行商鑑札を亡失若くは毀損したるとき(全上第十號様式)

四、左記の場合には知事宛に届書を提出すへし  
(イ) 他府縣にて免許を受け居る營業者にして行商鑑札下附を願出たる際添附して提出したる關係書類の記載事項に変更ありたるとき

(ロ) 行商を廢止したるとき(肥料取締法施行規則第十二號様式)

(ハ) 行商者死亡したるとき(全上)

(ニ) 肥料營業者死亡したるとき(相續人より)(全上)

【注意】 以上の届書は二週間以内に提出すへし

### 六、保證票に關する注意事項

一、保證票の添附を要する肥料の種類名稱は左の如し

(一) 過磷酸石灰、重過磷酸石灰、沈澱磷酸石灰、トーマス燐肥、硝酸鹽類、アンモニア鹽類、加里鹽類、化學的方法に依り製造したる肥料

(二) 骨粉、骨炭末、骨灰、肉粉、タンケージ、乾血、グアノ、特に粉碎したる肥料

(三) 菜種油粕、棉實油粕、荏油粕、胡麻油粕、蓖麻子油粕、椰子油粕、落花生油粕、亞麻仁油粕、麻實油粕、植物雜油粕、米糠油粕、溶劑を使用して製造したる大豆油粕、蠶蛹油粕

(四) 堆積肥料、乾糞肥料、燐炭肥料、液肥を他物に吸収せしめたる肥料

(五) 二種以上の肥料を調合したる肥料

(六) 掃寄肥料

二、保證票に記載すべき事項左の如し

保證票なる文字

肥料の名稱

肥料百分中の主成分量

(一)(二)(三)(四)(五) 保證票を添附する者の氏名又は名稱、主たる營業所の位置及營業種別

前各號の外肥料製造者は其肥料の製造年月及製造場の所在地、輸入、移入營業者は其肥料の輸入、移入の年月、仕入先、肥料賣買營業者は其肥料の製造、輸入、移入者の氏名若くは名稱又は仕入先及保證票添附の年月

【注意】

(一) 肥料百分中の主成分量は左の區別に従ひ肥料に含有する百分の一以上の主成分の最少量を記載すべきものとす

(一) アンモニヤ鹽類

硝酸鹽類

(二) 過磷酸石灰、重過磷酸石灰

(三) 前號以外の磷酸鹽類

(四) 加里鹽類

(五) 有機質肥料

(六) 前各號以外の肥料

アンモニヤ性窒素

硝酸性窒素

水溶性磷酸

水溶性磷酸、水に溶解せずして枸橼酸アンモニヤ液に溶解する磷酸

水溶性加里

窒素全量、磷酸全量

窒素全量、アンモニヤ性窒素、硝酸性窒素、磷酸全量、水溶性磷酸

加里全量、水溶性加里

(二) 保證票には所定の事項並肥料の正味量、商標及商號の外他の事項は一切記載し能はざるものとす

(三) 注意第一項中の(三)、(七)に屬する肥料にして水に溶解せずして枸橼酸アンモニヤ液に溶解する磷酸の量百分の一以上を含有す



るものは其最少量を記載するも差支なし

三、肥料賣買業者の保證票を添付せざる可からざる場合左の如し

- (一) 保證票を添附したる肥料の容器を變更し若くは之を開きたるとき
- (二) 保證票を添附したる肥料が天災其他の事故の爲め其主成分量に異動を生したるとき
- (三) 保證票を添附すべき肥料なるに其添付なきものを取得したるとき
- (四) 保證票に記載すべき事項の記載を欠くか若くは其記載事項の不明なる保證票を添附したるものを取得したるとき
- (五) 保證票を喪失するか若くは著しく毀損汚染したるとき

【注意】

保證票は原則としては肥料の製造、輸入、移入業者が添付すべきものなり

(二) 保證票は容器の外部に添付すべきものとす又容器を使用せざるものは各個の外部に添付すべきものとす

七、保證票の添附を要せざる肥料の取扱に關する注意事項

一、保證票の添附を要せざる魚肥類、其他の肥料(但し大豆油粕は之を除く)を製造、輸入、移入する營業者は其肥料の製造又は讓受後遲滞なく容器の外部に容器を使用せざるものは各個の外部に肥料の名稱、營業種別、營業者の住所氏名又は名稱を記載したる證票を添付すべきものとす

若し肥料營業者にして證票を添付すべき肥料に之を添附せざるもの又は其記載事項を欠きたる證票或は其記載の不明なる證票を添附したるものを取得したるときは前項の如く證票を添附せざるへからざるものとす、其他證票を喪失するか又は著しく毀損汚染するか若くは肥料の容器を變更したる時も前同様證票を新に添付すべきものとす

〔二〕 肥料取締關係法規

一、肥料取締法

(明治四十一年四月十日法律第五十一號)

第一條 本法ニ於テ肥料ト稱スルハ植物ノ營養ニ供用スル物料ヲ謂フ

第二條 肥料ノ製造、輸入、移入又ハ賣買ヲ營業ト爲サムトスル者ハ地方長官ノ免許ヲ受クヘシ

肥料ノ調査又ハ製造業ニ伴フ肥料ト爲ルヘキ副産物ノ産出ハ之ヲ肥料ノ製造ト看做ス

前項ノ製造業及副産物ハ主務大臣之ヲ指定ス

第三條 前條第一項ノ免許願書ニハ製造者ニ在リテハ製造場ノ位置、製造及藏置ニ關スル設備、肥料ノ名稱及製造方法ヲ輸入者、移入者、賣買者ニ在リテハ肥料ノ名稱及營業所ノ位置ヲ記載スヘシ

前項ニ依リ願書ニ記載シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第四條 肥料營業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ肥料ニ保證票ヲ添付スヘシ

第五條 當該官吏ハ肥料營業者、運送業者又ハ倉庫業者ノ店舗、倉庫、工場、船車等ニ臨檢シ物品及帳簿其ノ他ノ書類ニ就キ検査ヲ爲シ必要ナル分量ニ限り無償ニテ肥料又ハ製造原料ヲ收去スルコトヲ得

當該官吏臨檢ノ際肥料ニ關スル犯罪アリト認ムルトキハ搜索ヲ爲シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スヘキ物件ノ差押ヲ爲スコトヲ得

臨檢、搜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法ヲ準用ス

第六條 肥料營業ノ免許ヲ受ケタルモノ正當ノ理由ナクシテ其ノ免許ノ日ヨリ一年以内ニ開業セス又ハ一年以上其ノ營業ヲ休止シタルトキハ地方長官ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得

ハ一年以上其ノ營業ヲ休止シタルトキハ地方長官ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得

ハ一年以上其ノ營業ヲ休止シタルトキハ地方長官ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得

ハ一年以上其ノ營業ヲ休止シタルトキハ地方長官ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得

ハ一年以上其ノ營業ヲ休止シタルトキハ地方長官ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得



第七條 肥料營業者本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタルトキ又ハ公益上必要ト認ムルトキハ地方長官ハ免許ヲ取消シ又ハ營業ヲ停止シ若クハ制限スルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テ地方長官ハ其ノ營業者ニ對シ三年ヲ超過セサル期間肥料營業ニ關スル一切ノ行爲ヲ禁スルコトヲ得

第八條 植物ノ營養ニ供用スル物料ニシテ地方長官ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ得テ指定シタルモノハ之ヲ他ノ用途ニ供スル爲製造、輸入、移入又ハ賣買スル場合ニ限リ本法ヲ適用セス

第九條 左ニ掲クル各號ノ一ニ該當スルモノハ二千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ肥料及原料ハ刑法第十九條ノ物ニ非サル場合ト雖之ヲ沒收スルコトヲ得

- 一、詐欺ノ行爲ヲ以テ免許ヲ受ケタル者
- 二、肥料ヲ偽造シ又ハ人ヲ欺罔スルノ目的ヲ以テ肥料ニ他物ヲ混和シタル營業者
- 三、偽造シ又ハ人ヲ欺罔スルノ目的ヲ以テ他物ヲ混和シタル肥料ヲ輸入、移入又ハ授受シタル營業者

四、肥料ニ虛偽ノ保證票ヲ添附シタル營業者又ハ他人ノ保證票若ハ他人ノ保證票アル容器ヲ他ノ肥料ニ使用シタル營業者

五、虛偽ノ保證票ヲ添附シタル肥料又ハ他人ノ保證票若ハ他人ノ保證票アル容器ヲ使用シタル肥料ヲ輸入、移入又ハ授受シタル營業者

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處シ第一號乃至第四號ノ場合ニ於テハ其ノ肥料及原料ハ刑法第十九條ノ物ニ非サルトキト雖之ヲ沒收スルコトヲ得

- 一、免許ヲ受ケスシテ肥料營業ヲ爲シタル者
- 二、第七條ニ依ル命令ニ違反シタル者

三、免許又ハ認可ヲ受ケサル製造方法ニ依リ肥料ヲ製造シタル營業者

四、免許又ハ認可ヲ受ケサル肥料ヲ製造、輸入、移入又ハ賣買シタル營業者

五、認可ヲ受ケスシテ製造場ノ位置又ハ製造若ハ藏置ニ關スル設備ヲ變更シタル營業者

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一、第四條ニ依ル保證票ヲ添附セサル營業者

二、第五條ニ依ル處分ヲ拒ミタル者

第十二條 肥料營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ之ヲ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限ニ在ラス

第十三條 肥料營業者ハ其代理人、戶主、家族、同居者、雇入其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出ラサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第十四條 明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前ニ於ケル肥料ノ製造販賣又ハ販賣ノ免許ノ効力ハ明治四十一年十二月三十一日限トス

一、肥料取締法施行期日ニ關スル件

(明治四十一年六月二十七日勅令第六十六號)

肥料取締法ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス



### 三、肥料取締法施行規則

一四

(明治四十一年八月十三日農務省令第十七號 大正元年八月二十日農務省令第一號改正 大正元年十月一日ヨリ施行)  
大正十年四月一日ヨリ施行 大正十年三月十七日農務省令第四號改正

第一條 肥料製造營業ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ免許願書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添付シ所轄地方長官ニ差出スヘシ

一、營業者ノ氏名又ハ名稱及住所

二、營業所ノ位置

三、藏置所ノ位置

第二條 免許願書ニ記載スヘキ肥料ノ製造方法ハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、原料ノ名稱

二、製造法ノ大要

三、第十三條第一項第一號又ハ第五號ニ該當スル肥料ニ在リテハ各原料ニ含有スル百分ノ一以上ノ窒素、磷酸、加里ノ最少量及同第五號ニ該當スル肥料ニ付角粉、蹄粉、皮粉、毛粉、羽粉、骨炭

末、骨灰、「グアノ」、其他之ニ類スル原料ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ配合歩合ノ最多量

四、保證票ヲ添附スヘキ肥料ニ在リテハ其ノ保證成分量

第三條 肥料ノ輸入、移入又ハ賣買ノ營業ノ免許ヲ受ケントスル者ハ免許願書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添付シ所轄地方長官ニ差出ヘシ

一、營業者ノ氏名又ハ名稱及住所

二、藏置所ノ位置

三、製造者氏名若クハ名稱及其ノ主タル製造場所在地又ハ肥料ノ生産地

四、賣買營業者ヲ除クノ外保證票ヲ添附スヘキ肥料ニ在リテハ其ノ保證成分量

第三條ノ二 肥料賣買營業ノ免許願書又ハ認可願書ニ記載スヘキ肥料ノ名稱ハ左記ノ肥料ニ限り普通肥料ト記載シ其ノ各別ノ名稱ノ記載ヲ省略スルコトヲ得

一、第十三條第一項各號ノ肥料

二、溶劑ヲ使用セスシテ製造シタル大豆油粕、魚肥類、人糞尿、獸肉搾粕、干蠶蛹、米糠、草木灰

第四條 地方長官肥料營業ノ免許又ハ認可ノ出願ニ對スル處分ノ爲必要ト認ムルトキハ其ノ出願者ニ對シ肥料又ハ其ノ原料ノ提出ヲ命スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ指定ノ期間内ニ肥料又ハ其ノ原料ヲ提出セサルトキハ地方長官ハ免許願書又ハ認可願書ヲ却下スルコトヲ得

第五條 肥料營業ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ行商ヲ爲サムトスルトキハ行商地ノ地方長官ニ願出テ行商鑑札ヲ受ケ之ヲ携帯スヘシ雇人其ノ他ノ從業者ヲシテ行商ヲ爲サシムル場合ニ於テハ各之ヲ携帯セシムヘシ

第六條 肥料營業ノ免許ヲ與ヘタル地方長官ノ所轄區域外ニ於テ行商スルノ目的ヲ以テ行商鑑札ノ下附ヲ出願セムトスル者ハ願書ニ肥料營業ニ關スル免許願書、認可願書及其添附書類並免許書及認可書ノ寫ヲ添ヘ行商地ノ地方長官ニ差出スヘシ

前項ニ依リ地方長官ニ差出シタル書類ノ寫ニ記載シタル事項ニ變更アリタルトキハ直ニ其ノ旨届出ツヘシ

第七條 行商者ヲ變更シタルトキ又ハ肥料營業者若ハ行商者ノ氏名、名稱若ハ住所ニ變更アリタルトキハ肥料營業者ハ二週間内ニ行商地ノ地方長官ニ鑑札ノ書換ヲ出願シ行商ヲ廢止シタルトキハ遲滯

一五



ナク鑑札ヲ返納スヘシ

肥料營業者死亡シタルトキハ其ノ相續人、行商者死亡シタルトキハ其ノ肥料營業者前項ニ準シ遲滯ナク行商鑑札ヲ返納スヘシ

第八條 肥料ノ製造營業者第一條第二號ニ掲ケタル事項ヲ變更シ又ハ肥料ノ輸入、移入ノ營業者第三條第四號ニ掲ケタル事項ヲ變更セムトスルトキハ所轄地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第九條 肥料營業者ハ第一條第一號、第三號、第三條第一號乃至第三號ニ掲ケタル事項ニ變更アリタルトキ又ハ其ノ營業ヲ廢止若ハ休止シタルトキハ二週間内ニ、其ノ休止シタル營業ヲ開始シタルトキハ直ニ各製造場、營業所及藏置所々在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ

肥料營業者死亡シタルトキハ其ノ相續人ハ前項ニ準シ其ノ旨届出ツヘシ

第十條 肥料營業者其ノ營業ノ免許又ハ肥料取締法第三條第二項若ハ本則第八條ノ認可アリタル場合ニ於テ其ノ製造場、營業所、藏置所カニ以上ノ道府縣ニ涉ルモノナルトキハ其ノ免許又ハ認可ノ日ヨリ二週間内ニ願書及其ノ添附書類免許書及認可書ノ寫ヲ添ヘ其ノ旨關係地方長官ニ届出ツヘシ

第十一條 肥料營業者ハ各製造場及營業所ニ其ノ營業ニ關スル願書其ノ添附書類、免許書及認可書、届書又ハ其ノ寫ヲ備ヘ置クヘシ

第十二條 左記ノ副産物ハ肥料取締法第二條第二項ノ副産物トス

- 一、大豆油粕、菜種油粕、棉實油粕、荏油粕、胡麻油粕、蓖麻子油粕、椰子油粕、落花生油粕、亞麻仁油粕、麻實油粕、植物雜油粕、米糠油粕

二、魚族荒粕、獸肉搾粕、蠶蛹油粕

三、硫酸「アンモニア」、加里鹽類

前項ノ副産物ヲ産出スル製造業ハ肥料取締法第二條第二項ノ製造業トス

第十三條 左記ノ肥料ヲ製造、輸入若ハ移入スル營業者ハ肥料ノ主成分量ヲ保證スル爲其ノ製造、輸入若ハ移入後遲滯ナク保證票ヲ肥料ノ各容器ノ外部ニ、容器ヲ使用セサルモノニ在テハ各箇ノ外部ニ添附スヘシ

- 一、過磷酸石灰、重過磷酸石灰、「トーマス」燐肥、硝酸鹽類、「アンモニア」鹽類、加里鹽類、及化學的方法ニ依リ製造シタル肥料

二、骨粉、骨炭末、骨灰、肉粉、「タンケージ」、乾血、「グアノ」及特ニ粉碎シタル肥料

三、菜種油粕、棉實油粕、荏油粕、胡麻油粕、蓖麻子油粕、椰子油粕、落花生油粕、亞麻仁油粕、麻實油粕、植物雜油粕、米糠油粕、溶劑ヲ使用シテ製造シタル大豆油粕、蠶蛹油粕

四、堆積肥料、乾糞肥料、燻炭肥料、液肥ヲ他物ニ吸收セシメタル肥料

五、二種以上ノ肥料ヲ調合シタル肥料

肥料營業者ニシテ保證票ヲ添附シタル肥料ノ容器ヲ變更シ若ハ之ヲ開キ若ハ天災其ノ他特別ノ事故ニ因リ其ノ主成分量ニ異動ヲ生シタル場合又ハ保證票ヲ添附スヘキ肥料ニシテ其ノ添附ナキモノ若ハ保證票ニ第十五條第一項第一號乃至第五號ノ事項ノ記載ヲ缺キ若ハ其ノ記載ノ不明ナル保證票ヲ添附シタルモノヲ取得シタル場合ハ前項ノ規定ヲ準用ス保證票喪失シ若ハ著シク毀損汚染シタル場合亦同シ

第十四條 地方長官ハ必要ト認ムルトキハ前條ニ掲ケサル肥料ト雖農商務大臣ノ認可ヲ經テ肥料營業者ニ保證票ノ添附ヲ命スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ地方長官必要ト認ムルトキハ其ノ肥料ニ含有スル百分ノ一未滿ノ主成分量ト雖之ヲ記載ヲ命スルコトヲ得

第十五條 保證票ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ



- 一、保證票ナル文字
- 二、肥料ノ名稱
- 三、肥料百分中ノ主成分量
- 四、保證票ヲ添附スル者ノ氏名又ハ名稱、主タル營業所ノ位置及營業種別
- 五、前各號ノ外肥料製造ノ營業者ニ在リテハ其ノ肥料ノ製造年月及製造場ノ所在地、輸入、移入ノ營業者ニ在リテハ肥料ノ輸入若ハ移入ノ年月、仕入先、肥料賣買ノ營業者ニ在リテハ其ノ肥料ノ製造、輸入若ハ移入ノ營業者ノ氏名若ハ名稱又ハ仕入先及保證票添附ノ年月
- 前項第三號ノ主成分量ハ左ノ區別ニ從ヒ肥料ニ含有スル百分ノ一以上ノ主成分ノ最少量ヲ記載スヘシ

- 一、「アンモニア」鹽類……「アンモニア」性窒素
- 二、硝酸鹽類……硝酸性窒素
- 三、過磷酸石灰、重過磷酸石灰……水溶性磷酸
- 四、前號以外ノ磷酸鹽類……水溶性磷酸、水ニ溶解セスシテ枸橼酸「アンモニア」液ニ溶解スル磷酸
- 五、加里鹽類……水溶性加里
- 六、有機質肥料……窒素全量、磷酸全量
- 七、前各號以外ノ肥料……窒素全量「アンモニア」、性窒素、硝酸性窒素、磷酸全量、水溶性磷酸、加里全量、水溶性加里

第十六條 保證票ニハ前條ニ規定シタル事項並肥料ノ正味量、商標及商號ノ外他ノ事項ヲ記載スルコトヲ得ス但前條第二項第三號又ハ第七號ノ肥料ニシテ水ニ溶解セスシテ枸橼酸「アンモニア」液ニ溶解スル磷酸ノ量百分ノ一以上ヲ含有スルモノニ在リテハ其ノ最少量ヲ記載スルコトヲ妨ケス

第十七條 検査ノ爲必要ナル肥料又ハ其ノ原料ヲ收去セントスルトキハ其ノ肥料又ハ原料ノ存在スル場所ノ所有者、借主、管理者、從業者、同居者若ハ隣佑ニシテ成年ニ達シタル者ノ立會ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

收去シタル肥料又ハ原料ハ之ヲ容器ニ密封シ之ニ肥料又ハ原料ノ名稱、肥料營業者ノ氏名若ハ名稱收去ノ年月日及場所ヲ記載シ當該官吏及立會人之ニ署名封印スヘシ立會人署名封印セス又ハ署名封印スルコト能ハサルトキハ其ノ旨附記スヘシ

第十八條 臨檢、搜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法施行規則第二條乃至第五條第八條及第十二條ノ規定ヲ準用ス

第十九條 肥料營業者ニシテ肥料ヲ輸入若ハ移入スルトキ又ハ輸入港若ハ移入港ニ於テ輸入若ハ移入ノ肥料ノ引渡ヲ受ケタルトキハ其ノ陸揚後遲滯ナク肥料ノ名稱、數量、仕入先並陸揚場所及日ヲ陸上地ノ地方長官ニ届出ツヘシ但大豆油粕ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 肥料營業者ハ各營業所ニ帳簿ヲ備ヘ肥料ヲ讓受ケ若ハ肥料營業者ニ之ヲ讓渡ス毎ニ其ノ名稱、數量、價額、年月日、相手方ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ記載スヘシ

肥料製造營業者ハ前項ノ外其ノ製造場ニ帳簿ヲ備ヘ肥料ヲ製造スル毎ニ其ノ名稱、數量及年月日ヲ記載スヘシ

前二項ノ帳簿ハ之ニ最終ノ記載ヲ爲シタル日ヨリ二年以上之ヲ保存スヘシ

第二十一條 肥料製造業者ハ各製造場ニ於テ前年中ニ製造シタル肥料及製造ノ原料ニ供シタル肥料ニ付名稱別ノ數量及價額ヲ毎年二月末日迄ニ其製造場所在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ

肥料營業者ハ各營業所ニ於テ前年中ニ輸入、移入、輸出又ハ移出シタル肥料ニ付キ前項ニ準シ其ノ營業所所在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ



前二項ノ規定ニ依リ届出ツヘキ事項ナキトキハ其旨届出ツヘシ但シ輸出及移出ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

營業者其ノ營業ヲ廢止シタルトキハ其ノ届出ト同時ニ前各項ニ準シ届出ツヘシ  
營業者死亡シタルトキハ相續人ヨリ其ノ届出ト同時ニ前各項ニ準シ届出ツヘシ

第二十二條 肥料營業ノ免許、認可、其ノ取消又ハ其ノ營業ノ停止若ハ制限又ハ營業ニ關スル行爲ノ禁止ニ關スル處分ハ製造營業ニ在リテハ主タル製造場所在地、輸入、移入又ハ賣買ノ營業ニ在リテハ主タル營業所所在地ノ地方長官之ヲ行フモノトス

第二十三條 削除

第二十四條 第五條第七條乃至第十一條第十六條第十九條乃至第二十一條又ハ第二十六條第二項ニ違反シタル者又ハ肥料ノ効能ヲ誇稱シテ虛偽ノ廣告ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス  
保證票ノ添附ヲ要セサル肥料ニ虛偽ノ主成分量ヲ記載シタル票箋ヲ添附シタル者亦前項ニ同シ

附 則

第二十五條 本則ハ肥料取締法改正法律施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六條 本則施行當時保證票ノ添附アル肥料ヲ所有スル肥料營業者ハ明治四十二年二月末日迄ニ本則ニ依リ其ノ保證票ヲ添附スヘシ  
肥料營業者ハ本則施行後二週間内ニ前項肥料ノ名稱及數量ヲ其ノ肥料存在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ

附 則

(大正十年三月十七日省令第四號)

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ保證票ノ記載事項ニ付テハ大正十年四月三十日迄仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

四、肥料取締法施行細則

(大正十一年五月二十六日千葉縣令第三十七號)

第一條 肥料營業ニ關スル願書又ハ届書ハ本細則第五條ニ依ルモノヲ除キ第一號乃至第二十三號様式ニ依ルヘシ

前項ノ書類中第一號乃至第二十一號様式ニ依ルモノ及第五條ニ依ル届書ハ所轄町村役場及郡市役所ヲ經由シ第二十二號及第二十三號様式ニ依ルモノハ直接縣ニ提出スヘシ

第二條 未成年者又ハ禁治産者ノ願書又ハ届書ニハ法定代理人準禁治産者若ハ妻ノ願書又ハ届書ニハ其ノ保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス但シ準禁治産者ニシテ營業ニ關スル能力ニ制限ヲ受ケサルモノナルトキハ保佐人ノ連署ニ代フルニ其ノ證明書ノ添附ヲ要ス

法人ノ願書又ハ届書ニハ其ノ代表者署名捺印シ且肥料取締法第二條ノ肥料營業免許願書ニハ其ノ定款ヲ添附スヘシ

第三條 公衆衛生上危害ノ虞アル肥料又ハ其ノ原料ノ取扱ヲナス營業ニ關スル願書又ハ届書ニハ明治二十四年七月千葉縣令第四十一號肥料置場規則及明治三十六年十月千葉縣令第五十一號化製場取締規則ニ據ル許可書ノ寫ヲ添附スヘシ

第四條 肥料營業ニ關スル免許證、認可證又ハ行商鑑札ヲ喪失シ若ハ著シク毀損汚染シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ再下附又ハ書換ヲ願出ツヘシ但シ書換ノ場合ハ舊免許證、認可證又ハ行商鑑札ヲ添附スヘシ

第五條 第二條ニ掲ケタル營業者ニシテ其ノ能力ニ關シ變更ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ遲滯ナク届出ツヘシ其ノ法定代理人保佐人又ハ定款若ハ代表者ニ變更ヲ生シタルトキ亦同シ

第六條 肥料營業者自ラ管理ヲ爲ササル營業所又ハ製造場ニハ豫メ管理人ヲ定メ連署ヲ以テ届出ツヘシ



シ其ノ管理人ヲ廢止變更シタル場合亦同シ

第七條 保證票ヲ添附シタル肥料カ天災其ノ他ノ事故ニ因リ其ノ主成分量ニ異動ヲ生シタル場合ニ於テハ肥料營業者ハ第二十三號様式ニ依リ直ニ届出ツヘシ

第八條 肥料營業者營業ヲ休止シタル時ハ其ノ事由並休止ノ期間ヲ具シ届出ツヘシ

第九條 肥料取締法施行規則第十一條及第二十條ノ書類帳簿ハ整理ノ上取纏メ一定ノ場所ニ備ヘ置クヘシ

第十條 肥料營業者ノ備ヘ置クヘキ帳簿ハ第二十四號様式(其ノ一)(其ノ二)(其ノ三)ニ依ルヘシ

第十一條 肥料營業者ハ左記ノ肥料ニ保證票ヲ添附スヘシ

掃寄肥料

第十二條 保證票ノ添附ヲ要セサル肥料ヲ製造、輸入、移入スル營業者ハ其ノ肥料ノ製造又ハ讓受後遲滞ナク容器ノ外部ニ、容器ヲ使用セサルモノニ在リテハ各個ノ外部ニ肥料ノ名稱、營業種別、營業者住所氏名(又ハ名稱)ヲ記載シタル保證票ヲ添附スヘシ但シ溶劑ヲ使用セスシテ製造シタル大豆油粕ハ此ノ限ニ在ラス

肥料營業者前項肥料ニ保證票ノ添附ナキモノ又ハ前項ノ記載ヲ缺キタル保證票若ハ其ノ記載ノ不明ナル保證票ヲ添附シタルモノヲ取得シタル場合ハ前項ヲ準用ス其ノ保證票喪失シ又ハ著シク毀損汚染シ若ハ容器ヲ變更シタル場合亦同シ

第十三條 肥料營業者ハ其ノ營業所、製造場及藏置所ノ外部ヨリ見易キ場所ニ第二十五號様式ニ依ル標札ヲ掲クヘシ

第十四條 肥料取締法第六條又ハ第七條ノ處分ヲ爲シ其ノ書類ヲ送達スルコト能ハサル時ハ之ヲ告示ス

前項ノ場合ニ於テハ告示ノ日ヨリ十四日ヲ經過シタル時ヲ以テ書類ノ送達アリタルモノト見做ス

第十五條 第六條第七條第九條第十二條第十三條ニ違背シタルモノハ科料ニ處ス

第一號様式(其ノ一)

肥料製造營業免許願

一 製造場ノ位置

縣郡(市)町村大字番地

二 製造ニ關スル設備

建物ノ構造廣サ及其ノ數、器具、機械ノ名稱及數其ノ他必要ナル設備

三 藏置ニ關スル設備

建物ノ構造廣サ及數

四 肥料ノ名稱

何 何

五 製造方法

(一) 原料ノ名稱

何 々

(二) 製造法ノ大要

原料ヨリ製造完成ニ至ル迄ノ大要

(三) 原料ニ含有スル窒素磷酸加里ノ最少量

百分ノ一以上ノ成分量ヲ記載スヘシ

(四) 保證成分量



百分ノ一以上ノ成分量ヲ記載スヘシ  
右肥料製造營業仕度候條御免許相成度別紙規定ノ書類相添へ此段相願候也  
年 月 日

本籍 縣郡(市)町村大字番地  
住所 同 上

氏 名 印  
生 年 月 日

知 事 宛

備考

一 肥料取締法施行規則第十三條第一項第一號又ハ第五號ニ該當スル肥料ノ外三ノ記載ヲ要セス  
二 二種以上ノ原料ヲ配合スルニ際シ角粉、蹄粉、皮粉、羽粉、骨炭末、骨灰「グアノ」其ノ他  
之ニ類スル原料ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ配合歩合ノ最少量ヲ(二)ノ製造法ノ大要中ニ記  
載スヘシ

第一號様式(其ノ二)

肥料製造營業免許願添附書

- 一 營業者ノ氏名(名稱)及住所  
縣郡(市)町村大字番地 何 某
- 二 營業所ノ位置  
縣郡(市)町村大字番地
- 三 藏置所ノ位置

縣郡(市)町村大字番地  
右ノ通相違無之候也  
年 月 日

氏 名 印

第二號様式(其ノ一)

肥料賣買營業免許願

- 一 肥料ノ名稱  
普通肥料 何 々
  - 二 營業所ノ位置  
縣郡(市)町村大字番地
- 右肥料賣買營業仕度候條御免許相成度別紙規定ノ書類相添へ此段相願候也  
年 月 日

本籍 縣郡(市)町村大字番地  
住所 同 上

氏 名 印  
生 年 月 日

知 事 宛

備考

普通肥料トハ肥料取締法施行規則第十三條第一項各號ノ肥料及溶劑ヲ使用セスシテ製造シタル大  
豆油粕、魚肥類、人糞尿、獸肉搾粕、干蠶蛹、米糠、草木灰ノ略稱ナリ  
第二號様式(其ノ二)



肥料賣買營業免許願添附書

一 營業者ノ氏名(名稱)及住所

縣郡(市)町村大字番地

何 某

二 藏置所ノ位置

縣郡(市)町村大字番地

三 製造者ノ氏名若ハ名稱及其ノ主タル製造場所在地又ハ生産地  
右ノ通相違無之候也

年 月 日

氏 名 印

備考

第三項ハ普通肥料ニ限リ日本及外國ト記載スル事ヲ得

第三號様式(其ノ二)

肥料輸入(移入)營業免許願

一 肥料ノ名稱

何 々

二 營業所ノ位置

縣郡(市)町村大字番地

右肥料輸入(移入)營業仕度候條御免許相成度別紙規定ノ書類相添へ此段相願候也

年 月 日

本籍 縣郡(市)町村大字番地  
住所 同 上

氏 名 印  
生 年 月 日

知 事 宛

第三號様式(其ノ二)

肥料輸入(移入)營業免許願添附書

一 營業者ノ氏名(名稱)及住所

縣郡(市)町村大字番地

何 某

二 藏置所ノ位置

縣郡(市)町村大字番地

三 製造者ノ氏名若ハ名稱及其ノ主タル製造場所在地又ハ生産地

四 保證成分量

右ノ通相違無之候也

年 月 日

氏 名 印

備考

第四項ノ保證成分量ハ乃至ヲ附シテ記載スルコトヲ得例へハ窒素全量四、〇〇乃至五、五〇トスル  
カ如シ

第四號様式

製造肥料名稱(製造方法)追加(變更、削除)認可願

一 肥料ノ名稱

何 々



二 製造方法(第一號様式ニ準シ記載スヘシ)

(變更ノ場合ハ既ニ免許又ハ認可ヲ得タル事項何々ヲ何々ト變更削除ノ場合ハ何々ヲ削  
除ト記載スヘシ)

右ノ通製造肥料名稱(製造方法)追加(變更、削除)致度候條御認可相成度此段相願候也

年 月 日

住所 縣郡(市)町村大字番地

肥料製造營業者 氏 名 印

知事 宛

第五號様式

賣買(輸入、移入)肥料名稱追加(變更、削除)認可願

一 肥料ノ名稱

何々

變更削除ノ場合ハ第四號様式ニ準シ記載スヘシ

二 製造者ノ氏名(名稱)及其ノ主タル製造場所在地又ハ生産地

三 保證成分量

右ノ通賣買(輸入、移入)肥料名稱追加(變更、削除)致度候條御認可相成度此段相願候也

年 月 日

住所 縣郡(市)町村大字番地

肥料賣買(輸入、移入)營業者 氏 名 印

知事 宛

備考

第三項保證成分量ハ輸入、移入營業者ニ限リ記載スヘシ

第六號様式

肥料營業所(製造場)増設(變更、廢止)認可願

一 増設(變更、廢止)セムトスル營業所(製造場)ノ位置

縣郡(市)町村大字番地

變更ノ場合ハ既ニ免許又ハ認可ヲ受ケタル何々營業所(製造場)ヲ何々ニ變更ト記載スヘシ

右ノ通肥料營業所(製造場)増設(變更、廢止)致度候條御認可相成度此段相願候也

年 月 日

住所 縣郡(市)町村大字番地

肥料賣買(製造、輸入、移入)營業者 氏 名 印

知事 宛

第七號様式

肥料製造(藏置)ニ關スル設備追加(變更、削除)認可願

一 縣郡(市)町村大字番地肥料製造場(藏置所)ノ設備

何々ヲ追加又ハ削除

何々ヲ何々ニ變更

右ノ通肥料製造(藏置)ニ關スル設備追加(變更、削除)致度候條御認可相成度此段相願候也

年 月 日

住所 縣郡(市)町村大字番地



知事宛

肥料製造營業者

氏

名 印

第八號樣式

製造(輸入、移入)肥料保證成分量變更認可願

一 肥料ノ名稱

何々

窒素全量〇〇、〇〇ヲ〇〇、〇〇ト變更等ト記載スヘシ

右ノ通製造(輸入、移入)肥料保證成分量變更致度候條御認可相成度此段相願候也

年 月 日

住所 縣郡(市)町村大字番地

肥料製造(輸入、移入)營業者 氏

名 印

知事宛

第九號樣式

肥料行商鑑札下附願

住所 縣郡(市)町村大字番地

(從業者又ハ雇人)

氏

名

生 年 月 日

右行商(爲)致度候條肥料行商鑑札御下附相成度此段相願候也

年 月 日

住所 縣郡(市)町村大字番地

肥料賣買(製造、輸入、移入)營業者 氏

名 印

知事宛

第十號樣式

免許證(認可證、行商鑑札)再下附願

一 免許(認可)番號第 號

一 行商鑑札番號第 號 但シ何某ノ分

右免許證(認可證、行商鑑札)何々ノ事由(何々ニヨリ燒失又ハ紛失)ニ付再下附相成度此段相願候也

年 月 日

住所 縣郡(市)町村大字番地

肥料賣買(製造、輸入、移入)營業者 氏

名 印

知事宛

第十一號樣式

免許證(認可證、行商鑑札)書換願

一 毀損(汚染)ノ事由(出水、火災等ヲ記載スヘシ)

一 營業者(行商者)ノ住所氏名又ハ名稱變更

何縣郡(市)町村大字番地ヲ何縣郡(市)町村番地ニ何誰ヲ何某ニ變更ト記載スヘシ  
右ノ通變更(毀損、汚染)致候條書換相成度別紙免許證(認可證、行商鑑札)相添ヘ此段相願候也

年 月 日

住所 縣郡(市)町村大字番地

肥料賣買(製造、輸入、移入)營業者 氏

名 印



知事宛

第十二號樣式

肥料行商鑑札返納届

一行商鑑札第 號 但シ何某ノ分

右行商鑑札相受居候處何々ノ事由(死亡、廢止)ニ付別紙行商鑑札及返納候也

年 月 日

住所 縣郡(市)町村大字番地

肥料賣買(製造、輸入、移入)營業者 氏 名 印

(營業者死亡ノ場合ニハ肥料賣買(製造、輸入、移入)營業者何某相續人)

知事宛

第十三號樣式

肥料營業廢止届

今般都合ニ依リ肥料賣買(製造、輸入、移入)營業廢止致候條免許證、認可證(及肥料製造、輸入、移入高届)相添へ此段及御届候也

年 月 日

住所 縣郡(市)町村大字番地

肥料賣買(製造、輸入、移入)營業者 氏 名 印

知事宛

第十四號樣式

肥料營業者死亡届

住所 縣郡(市)町村大字番地

右ノ者何年何月何日死亡致候條免許證(認可證及肥料製造、輸入、移入高届)相添へ此段及御届候也

年 月 日

肥料賣買(製造、輸入、移入)營業者 氏 名

住所 縣郡(市)町村大字番地

右何某相續人 氏 名 印

知事宛

第十五號樣式

肥料營業休止届

今般何々(事由)ニ依リ本日ヨリ向フ何箇月間肥料營業休止致候此段及御届候也

年 月 日

住所 縣郡(市)町村大字番地

肥料賣買(製造、輸入、移入)營業者 氏 名 印

知事宛

第十六號樣式

肥料營業開始届

今般肥料營業開始致候條此段及御届候也

年 月 日

住所 縣郡(市)町村大字番地

肥料賣買(製造、輸入、移入)營業者 氏 名 印

知事宛







知事宛

住所 縣郡(市)町村大字番地  
肥料製造(輸入、移入)營業者 氏 名 印

第二十一號樣式

大正何年中製造原料ニ供シタル肥料高届

肥料名稱	數量(貫)	價	額(圓)
合計			

右及御届候也

年月日

住所 縣郡(市)町村大字番地

肥料製造營業者 氏 名 印

知事宛

第二十二號樣式

肥料陸揚届

肥料名稱	數量	仕入先	陸揚場所	陸揚月日

右及御届候也

年月日

住所 縣郡(市)町村大字番地

肥料賣買(製造、輸入、移入)營業者 氏 名 印

知事宛

第二十三號樣式

遭難届

肥料名稱	數量	量(貫)	藏置所ノ位置	遭難ノ概要

右及御届候也

年月日

住所 縣郡(市)町村大字番地

肥料賣買(製造、輸入、移入)營業者 氏 名 印

知事宛

第二十四號樣式(其ノ一)

肥料製造簿

年月日	肥料名稱	數	量(貫)
通計			
月計			



第二十四號樣式(其ノ二)

肥料讓受簿

年月日	肥料名稱	數量	價額	相手方住所氏名
通計				
月計				

第二十四號樣式(其ノ三)

肥料讓渡簿

年月日	肥料名稱	數量	價額	相手方住所氏名
通計				
月計				

備考

第二十四號樣式ハ凡テ肥料名稱別ニ口座ヲ設ケ記入スヘシ

第二十五號樣式

二尺以上

六寸以上

免許番號
肥料營業所 (製造場、藏置所)
縣郡(市)町村大字番地
肥料賣買(製造、輸入、移入)營業者氏名

備考

營業者ノ肩書ハ標札ヲ掲クヘキ位置ヲ記載スヘシ  
 管理人ヲ定メタル時ハ其ノ氏名ヲモ併記スヘシ

五、肥料取締法施行細則取扱手續

(大正十二年七月二十日  
 千葉縣訓令第十五號)

第一條 肥料取締法施行細則第一條ニ依リ町村長又ハ郡市長ニ於テ願書又ハ届書ヲ受理シタルトキハ  
 其ノ記載事項ヲ調査シ必要ヲ認メタルトキハ副申シテ之ヲ進達スヘシ



第二條 町村役場及郡市役所ニハ肥料營業者名簿ヲ備ヘ其ノ管内ニ於ケル肥料營業者ノ營業種別、住所、氏名又ハ名稱及營業所ノ位置ヲ記載シ其ノ變更アリタル場合ハ其ノ都度之ヲ訂正スヘシ

第三條 左記各號ノ一ニ該當セルモノアルトキハ町村長ハ之ヲ郡長ニ郡市長ハ之ヲ知事ニ報告スベシ  
(一) 肥料營業者ニシテ正當ノ理由ナク其ノ免許ノ日ヨリ一年以上開業セサル者又ハ届出ヲ爲サスシテ一年以上營業ヲ休止シタル者

(二) 肥料營業者ニシテ所在不明トナリシ者

(三) 肥料營業者死亡シタルニ其ノ旨相續人ヨリ届出ナキ者若ハ他ニ轉居シ其ノ届出ヲ爲ササル者又ハ法人ニシテ解散シタルモノ

第四條 町村長又ハ郡市長ハ検査ノ必要アリト認ムル肥料ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ知事ニ報告スヘシ

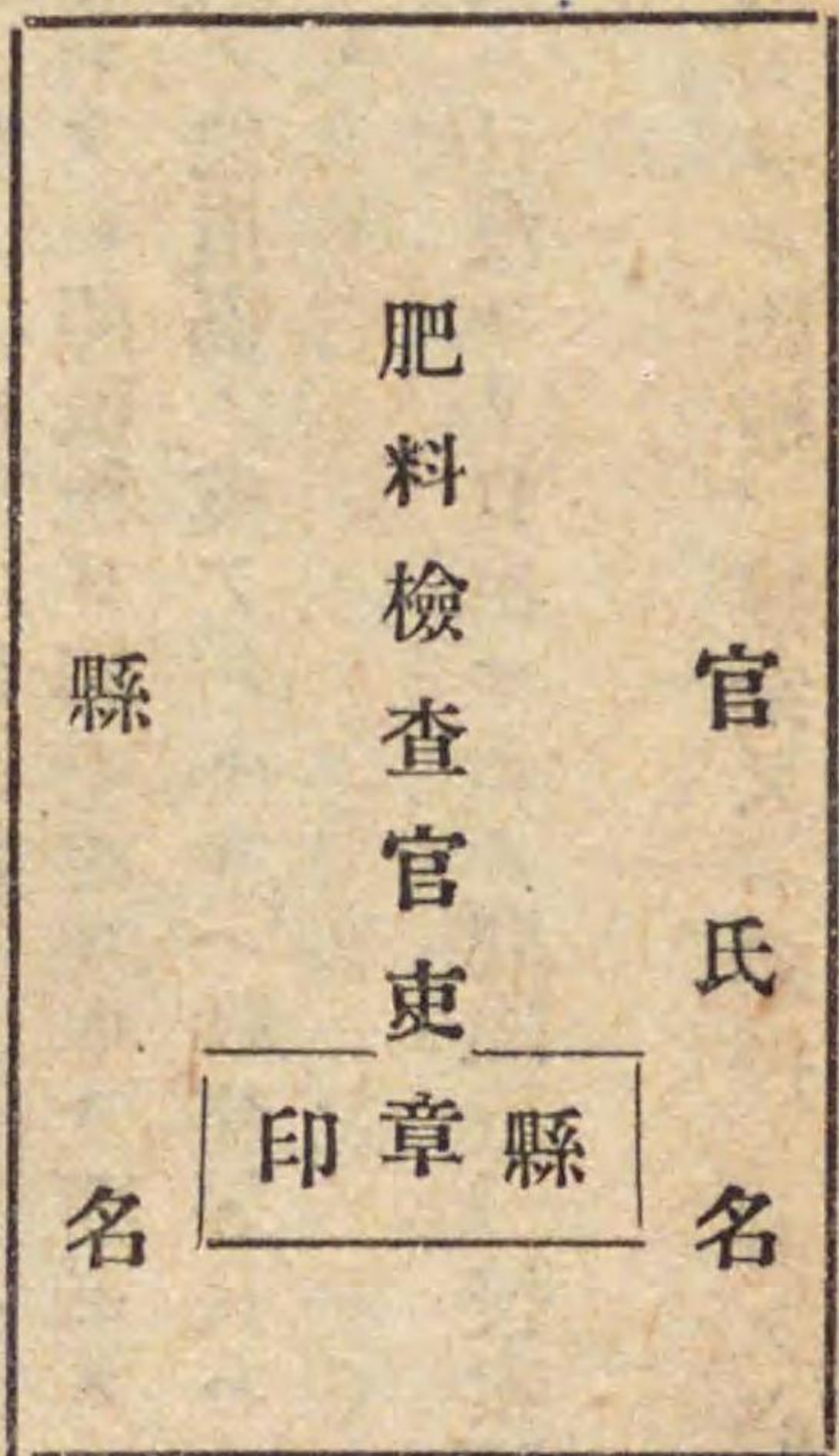
第五條 肥料取締法施行規則第二十一條ニ依ル届書ハ取纏ノ上町村長ハ毎年三月十五日限り之ヲ郡長ニ郡市長ハ三月末日限り之ヲ知事ニ進達スヘシ

### 六、肥料検査官吏携帶證票樣式

(明治四十一年十一月廿七日 千葉縣告示第二百六十七號)

肥料検査官吏ノ携帶スル證票樣式左ノ通改正ス

用紙厚質白紙 縱 四寸 横 二寸五分



### 七、法人處罰ニ關スル法令

(明治三十三年三月十三日 法律第五十二號)

第一條 法人代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ租稅(及葉煙草專賣)ニ關スル法規ヲ犯シタル場合ニ於テハ各法規ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス但シ其ノ罰則ニ於テ罰金科料以外ノ刑ニ處スヘキコトヲ規定シタルトキハ法人ヲ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二條 法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第三條 法人ヲ處罰スルノ裁判確定シタル日ヨリ罰金ニ關シテハ一月以内科料ニ關シテハ十日以内ニ之ヲ完納セサルトキハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ其ノ執行ヲ爲ス此ノ場合ニ於テハ檢事ノ命令ヲ以テ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ効力アルモノトス  
前項ニ依リ執行ヲ爲スニハ執行前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス

### 八、間接國稅犯則者處分法

(明治三十三年三月十七日 法律第六十七號)

第一條 間接國稅ニ關スル犯則アルトキハ收稅官吏ハ犯則事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類等ノ差



押ヲ爲スコトヲ得

第二條 收税官吏ハ犯則事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類等ヲ藏匿スト認ムル場所ニ臨檢シ搜索ヲ爲スコトヲ得

第三條 收税官吏ハ犯則事件ヲ調査スル爲必要ト認ムルトキハ犯則嫌疑者參考人ヲ尋問スルコトヲ得  
第四條 收税官吏、臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲スコトキハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證票ヲ携帯スヘシ  
第五條 收税官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲スニ當リ必要ナルトキハ警察官吏ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第六條 收税官吏搜索ヲ爲ストキハ搜索スヘキ家宅、倉庫、船車其他ノ場所ノ所有主、借主、管理者事務員又ハ同居ノ親族、雇人、隣佑ニシテ成年ニ達シタル者ヲシテ立會ハシムヘシ  
前項ニ掲クル者其ノ地ニ在ラサルトキ又ハ立會ヲ拒ミタルトキハ其ノ地ノ警察官吏又ハ市町村吏員ヲシテ立會ハシムヘシ

第七條 收税官吏犯則事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタルトキハ其ノ差押目録ヲ作ルヘシ但シ所有者又ハ所持者ハ其ノ差押目録ノ謄本ヲ請求スルコトヲ得

差押物件ハ便宜ニ依リ保管證ヲ徵シ所有者、所持者又ハ市町村ヲシテ保管セシムルコトヲ得差押物件ノ保管證ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス  
差押物件腐敗其ノ他損傷ノ虞アルトキハ稅務署長ハ之ヲ公賣ニ付シ其ノ代金ヲ供託スルコトヲ得

第八條 收税官吏ハ日没ヨリ日出マテノ間臨檢、搜索又ハ差押ヲ爲スコトヲ得但シ現行犯ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス  
日没前ヨリ開始シタル臨檢、搜索又ハ差押ニシテ必要アル場合ハ日没後迄之ヲ繼續スルコトヲ得

第九條 收税官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲ス間ハ何人ニ限ラス許可ヲ得シテ其ノ場所ニ出入スルコトヲ得ス

第十條 收税官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲シタルトキハ其ノ顛末ヲ記載シ立會人又ハ尋問ヲ受ケタル者ニ示シ共ニ署名捺印スヘシ立會人又ハ尋問ヲ受ケタル者署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第十一條 犯則事件ノ證憑集取ハ事件發見地ヲ所轄スル稅務監督局又ハ稅務署ノ收税官吏之ヲ爲ス稅務監督局收税官吏ノ集取シタル證憑ハ之ヲ所轄稅務署收税官吏ニ引繼クヘシ  
同一犯則事件ニ付數箇所ニ於テ發見セラレタルトキハ各發見地ニ於テ集取セラレタル證憑ハ之ヲ最初ノ發見地所轄稅務署ノ收税官吏ニ引繼クヘシ

第十二條 收税官吏前各條ニ依リ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲スハ其ノ所屬稅務監督局又ハ所屬稅務署ノ管轄區域内ニ限ル但シ既ニ着手シタル犯則事件ニ關聯シ他ノ稅務監督局又ハ稅務署ノ管轄區域ニ於テ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲スヲ必要トスルトキハ此ノ限ニ在ラス  
稅務署長ハ其ノ管轄區域外ニ於テ犯則事件ノ調査ヲ必要トスルトキハ之ヲ其ノ地ノ稅務署長ニ囑託スルコトヲ得

第十三條 收税官吏犯則事件ノ調査ヲ終リタルトキハ之ヲ稅務署長ニ報告スヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ直ニ告發スヘシ  
一 犯則嫌疑者ノ居所分明ナラサルトキ  
二 犯則嫌疑者逃走ノ虞アルトキ  
三 證憑湮滅ノ虞アルトキ

第十四條 稅務署長ハ犯則事件ノ調査ニ依リ犯則ノ心證ヲ得タルトキハ其ノ理由ヲ明示シ罰金若ハ科料ニ相當スル金額沒收品ニ該當スル物品徵收金ニ相當スル金額及書類送達並差押物件ノ運搬、保管ニ要シタル費用ヲ指定ノ場所ニ納付スヘキ旨ヲ通告スヘシ但シ沒收品ニ該當スル物品ニ付テハ納付



ノ申出ノミヲ爲スヘキ旨ヲ通告スルコトヲ得

犯則者通告ノ旨履行スルノ資力ナシト認ムルトキハ前項ノ通告ヲ要セス直ニ告發スヘシ

第十五條 第十四條ノ通告アリタルトキハ公訴ノ時効ヲ中斷ス

第十四條第一項但書ニ依ル通告ニ對シ犯則者通告ノ旨ヲ履行シタル場合ニ於テ沒收品ニ該當スル物品ヲ所持スルトキハ公賣其ノ他必要ノ處分ヲ爲ス迄之ヲ保管スルノ義務アルモノトス但シ保管ニ要スル費用ハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

第十六條 犯則者通告ノ旨ヲ履行シタルトキハ同一事件ニ付訴ヲ受クルコトナシ

第十七條 犯則者通告ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ之ヲ履行セサルトキハ稅務署長ハ告發ノ手續ヲ爲スヘシ但シ七日ヲ過クルモ告發前ニ履行シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

犯則者ノ居所分明ナラサル爲又ハ犯則者書類ノ受領ヲ拒ミタル爲通告スルコト能ハサルトキ亦前項ニ同シ

第十八條 犯則事件ヲ告發シタル場合ニ於テ差押物件アルトキハ差押目録ト共ニ裁判所ニ引繼クヘシ

前項ノ差押物件所有者、所持者又ハ市町村ノ保管ニ係ルトキハ保管證ヲ以テ引繼ヲ爲シ差押物件引繼ノ旨保管者ニ通告スヘシ

第十九條 稅務署長犯則事件ヲ調査シ犯則ノ心證ヲ得サルトキハ其ノ旨ヲ犯則嫌疑者ニ通知シ物件ノ差押アルトキハ之カ解除ヲ命スヘシ

第二十條 本法ニ於テ間接國稅ト稱スルハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十一條 本法中市町村吏員又ハ市町村トアルハ市町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノニ適用ス

九、間接國稅犯則者處分法施行規則

(明治三十三年三月二十一日勅令第五十二號)

第一條 間接國稅犯則者處分法ニ於テ間接國稅ト稱スルハ左ノ國稅トス

- 一 酒造稅
  - 二 酒精及酒精含有飲料稅
  - 三 沖繩縣酒類出港稅
  - 四 麥酒稅
  - 五 醬油稅(自家用醬油稅トモ)
  - 六 砂糖消費稅
  - 七 賣藥印紙稅
  - 八 印紙稅
  - 九 骨牌稅
  - 十 織物消費稅
  - 十一 石油消費稅
- 第二條 收稅官吏、帳簿、書類等ヲ差押ヘタル場合ニ於テ所有者、所持者又ハ市町村ヲシテ保管セシムルトキハ之ニ封印ヲ爲シ若ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスヘシ
- 第三條 差押目録ニハ物件ノ品名、數量、帳簿、書類ノ名稱、箇數、差押ノ場所及時、所持者ノ住所又ハ居所、氏名ヲ記載スヘシ
- 第四條 收稅官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタル場合ニ於テ之ヲ官廳又ハ市町村ニ送致スルトキハ差押目録ノ謄本ヲ其ノ所持者ニ交付スヘシ



第五條 收稅官吏市町村ヲシテ差押物件ノ保管ヲ爲サシムルトキハ其ノ旨ヲ差押當時ノ所持者ニ通知スヘシ

第六條 稅務署長間接國稅犯則者處分法第七條ニ依リ差押物件ヲ公賣スルトキハ物件ノ品名、數量、公賣ノ事由、公賣ノ場所及時其ノ他必要ノ事項ヲ公告スヘシ

第七條 稅務署長間接國稅犯則者處分法第七條ニ依リ差押物件ノ公賣代金ヲ供託シタルトキハ其ノ金額ト共ニ其ノ旨ヲ差押當時ノ所持者ニ通知スヘシ

第八條 收稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲シタルトキ調製スル顛末書ニハ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ノ事實、場所及時並供述ノ要領ヲ記載スヘシ

第九條 間接國稅犯則者處分法第十四條ノ通告ハ通告書ヲ送達シテ之ヲ爲スヘシ

第十條 通告書ノ送達ハ使丁ニ依リテ之ヲ爲シ其ノ受領證ヲ徵スヘシ但配達證明郵便ヲ以テ送達ヲ爲スコトヲ得

第十一條 稅務署長間接國稅犯則者處分法第十九條ニ依リ犯則ノ心證ヲ得サル旨ヲ犯則嫌疑者ニ通知スル場合ニ於テ同法第七條ニ依リ供託シタル金額アルトキハ供託受領證ニ供託金ヲ受取ルベキ事由ヲ證スヘキ書面ヲ添附シ之ヲ差押當時ノ物件所持者ニ交付スヘシ

第十二條 犯則事件ノ調査處分ニ關スル書類ニハ每葉契印スヘシ文字ノ挿入、削除又ハ欄外ノ記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印スヘシ

第十三條 收稅官吏ハ直接ト間接ト問ハス差押物件又ハ沒收物件ヲ買受クルコトヲ得ス

附 則  
本令ハ間接國稅犯則者處分法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一〇、肥料置場規則 (明治二十四年七月六日 千葉縣令第四十一號)

第一條 本則ハ販賣ノ目的ヲ以テ貯藏スル塵芥屎尿魚獸腸煮汁ノ他惡臭ヲ發スル一切ノ肥料置場ニ適用ス

第二條 肥料置場ヲ新設セントスルモノハ願書ニ其ノ地種字地坪(借地ハ其ノ旨ヲ記シ地主連署)ヲ記シ且四隣ノ地形ヲ記シタル圖面及ビ四隣地主ノ承諾書ヲ添附シ所轄警察署ヲ經テ本縣ニ差出シ免許ヲ受クヘシ但四隣地主ノ承諾書ヲ添附シ難キトキハ其ノ旨願書ニ付記スヘシ

第三條 肥料置場ノ位置ハ國縣道及人家ヲ距ル三十間以上ニシテ飲料水ニ障害ナキ地ニ限ルベシ

第四條 新設出願ノ地ニシテ第三條ノ制限ニ適合スルモノト雖モ衛生上他ニ障害アリト認ムルトキハ之レヲ許可セス

第五條 新設出願ノ地ニシテ第三條ニ據リ難キ場合ニ於イテ左ノ事項ニ從フモノハ特ニ許可スルコトアルヘシ但シ本願書ニ建家坪數及構造ノ方法ヲ記シタル圖面ヲ添フヘシ

一、肥料置場ノ位置ハ國縣道及人家ヲ距ル十五間以上ニシテ飲料水ニ障害ナキ地タルコト

二、肥料置場建家及其ノ地盤ハ木石若ハ煉瓦ヲ以テ構造シ汚穢物ヲ漏洩セシメサルコト 但窓戶等ニ硝子ヲ用ヒ光線ヲ延クハ妨ケナシ

三、屋上ニ高サ一丈以上宜リ一尺五寸以上ノ筒管ヲ付シ臭氣ヲ發散セシムルコト 但筒管ハ建家坪數十坪毎ニ一箇ヲ付スヘシ

四、尿管溜ハ抽藥ヲ施シタル瓶若クハ堅牢緻密ナル桶箱等ヲ用ユルコト

第六條 肥料置場其ノ周圍ニ六尺以上(地盤ヨリ)ノ土手又ハ牆塀ヲ設クベシ 但シ山林原野等ニシテ他ニ支障ナキモノハ此ノ限ニアラス



第七條 第五條ニ記載スル肥料置場ノ新設又ハ大修繕ノ工事ヲ竣リタルトキハ所轄警察署若クハ同分署ニ届出テ検査ヲ受クルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス

第八條 肥料置場建家若ハ牆塼破損シタルトキハ速カニ其修繕ヲナスヘシ

第九條 肥料置場近傍ハ勿論肥料陸揚ノ道筋ハ常ニ掃除ヲ怠ルヘカラス

第十條 肥料置場ハ免許地ト雖モ將來衛生上ニ障害アリト認ムルトキハ相當ノ期限ヲ定メ取除ヲ命スルコトアルヘシ

第十一條 肥料置場ヲ廢止シタルトキハ其ノ旨七日以内ニ所轄警察署ヲ經テ本縣ニ届出ツヘシ

第十二條 肥料置場ハ衛生官吏警察官吏ヲシテ臨時ニ検査セシムルコトアルヘシ

第十三條 左ノ諸件ヲ犯シタルモノハ刑法第四百廿六條第四項ニ依リ處罰ス

- 一 免許ヲ得スシテ肥料置場ヲ設置シタルモノ
- 一 本則第七條第十一條ニ違フ者
- 一 本則第八條第九條ノ規定ニ從ハス官署ノ督促ヲ受クルモ尙修繕掃除ヲ怠ルモノ
- 一 本則第十條ノ場合ニ於テ官署ノ命令ヲ拒ム者

### 一一、化製場取締規則

(明治三十六年十月十六日千葉縣令第五十一號  
明治四十二年六月八日縣令第四十七號改正)

第一條 本則ニ於テ化製場ト稱スルハ營利ノ目的ヲ以テ獸類ヲ原料トシ油、脂肪、膠、鞣、肥料等ヲ製造スル場所ヲ言フ

第二條 化製場ハ人家、國縣道、公園、社寺、飲料水ヲ距ルコト六十間以上ノ地ニアラサレハ建設ヲ許サス

第三條 化製場ヲ建設セムトスルモノハ住所、氏名、生年月日(法人ニアリテハ其ノ名稱、事務所所在地代表者ノ氏名ヲ記シ定款ヲ添附スヘシ)ヲ記

シ左記事項ヲ具シ建設地所轄警察官署ヲ經テ知事ニ願出許可ヲ受クヘシ

- 一、建設地ノ地名番號
- 二、附近人家、國縣道、公園、社寺、飲料水等トノ距離及ヒ其ノ略圖
- 三、建物ノ構造仕様書及地面
- 四、化製ノ方法及ヒ原料ノ種類
- 五、落成期日

前項第三號乃至第五號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ又ハ既設建物ノ増減變更ヲナサントスルトキ亦同シ

第四條 未成年者禁治産者ノ差出ス願届書ニハ法定代理人ノ連署準禁治産者、妻ノ差出ス第三條ノ願書及第八條ノ届ニハ保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス但シ民法第十七條ノ場合ハ此ノ限ニアラス

第五條 化製場ノ構造ハ左ノ各號ニヨルヘシ但シ化製ノ方法ニヨリ又ハ特種ノ構造ニ係ルモノハ之レヲ斟酌スルコトアルヘシ

- 一、化製場構内ニ於テ獸類ヲ支解シ又ハ撲殺スルモノハ特ニ支解所ヲ設置スヘシ
- 二、結核病又ハ其ノ疑アル畜牛ヲ撲殺スル者ハ特ニ擊留所、糞溜、尿溜及血液溜ヲ設クヘシ
- 三、化製場ノ敷地境界ニハ高サ九尺以上ノ外部ヨリ見透シ得サル牆壁ヲ設クヘシ但シ建造物ノ構造ニヨリ外部ヨリ見透ササルモノハ此ノ限ニアラス
- 四、化製室及支解所ニ二箇以上ノ出入口及屋上ノ空氣抜ヲ設クヘシ
- 五、化製室支解所及結核病又ハソノ疑ヒアル畜牛ノ擊留所ニシテ木造ニ係ルモノハソノ内面(前面開放ク)ヲ地盤ヨリ高サ六尺以上金屬(亞鉛引ニアラザル鐵板ヲ除ク)若ハ張板ト爲シソノ板張ヲナシタルモノハ白色又ハ青色ノペンキヲ塗ルヘシ



- 六、化製室及原料室ニシテ汚水等ヲ生スヘキ場所支解室並ニ結核病又ハソノ疑ヒアル畜牛繫留所ノ地盤ハ不透過質ノ材料(セメント敲キハ厚サ三寸以上)ヲ以テ造リタル溝ヲ設クヘシ
- 七、原料室ハ支解所又ハ化製室ノ一部ヲ代用スルコトヲ得 但シ化製室ノ一部ヲ代用スル場合ニ於テハ其ノ區劃ヲ明カニシ且適當ノ面積ヲ有セシムヘシ
- 八、汚水溜、汚物溜及結核病又ハ其ノ疑ヒアル畜牛ノ糞溜尿溜及血液溜ハ不透過質ノ材料(セメントハ厚サ三寸以上)ヲ以テ屋外ニ設ケ雨水ノ浸入及臭氣ノ散逸セザル裝置ヲスヘシ
- 九、化製用ノ桶樽ノ類製品ノ置場ハ化製場構内ニ設ケ桶樽ノ類ニハ適當ノ覆蓋ヲ施スヘシ
- 十、皮漬場ヲ設クルモノハ不透過質ノ材料(セメント敲キハ厚サ三寸以上)ヲ以テ敷設シ汚水ノ地盤ニ流溢又ハ滲透セザル樣裝置ヲナスヘシ
- 十一、竈ヲ使用スルモノハ石又ハ煉瓦ヲ以テ築造シ火焚口ノ蓋ハ鐵板ヲ以テ作ルヘシ
- 第六條 工事中ハ當該吏員ヲシテ検査スルコトアルヘシ
- 第七條 工事落成シタルトキハ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ届出検査ヲ受ケ検査證ヲ受クルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス
- 第八條 化製場ヲ讓受又ハ借受ケタルモノハ住所氏名生年月日(法人ニアリテハ其名稱、事務所々在地)代表者ノ氏名ヲ記シ定款ヲ添付スヘシ)ヲ記シ讓渡人又ハ貸渡人連署ヲ以テ五日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ届出ヘシ
- 第九條 左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ届出ヘシ 但シ第六號ノ場合ハ戶籍法ニヨル届出義務者ヨリ其ノ手續ヲナスヘシ
- 一、建設ノ許可ヲ受ケタル後工事ニ着手シタルトキ

- 二、建設者ノ住所氏名(法人ニアリテハ其ノ名稱、事務所々在地代表者ノ氏名及定款)ヲ變更シタルトキ
- 三、法定代理人、保佐人、夫又ハ其ノ氏名ヲ變更シタルトキ
- 四、検査證ヲ毀損亡失シタルトキ
- 五、休場又ハ廢場シタルトキ
- 六、建設者死亡シタルトキ
- 前項第二號乃至第四號ノ場合ハ検査證ノ書換又ハ再渡ヲ請ケ第五號廢場ノ場合ハ検査證ヲ返納スヘシ
- 第十條 支解室以外ニ於テ獸類ヲ支解シ又ハ撲殺スルコトヲ得ス
- 第十一條 結核病又ハ其ノ疑ヒアル畜牛ノ死体又ハ其ノ部分ヲ化製ノタメ運搬スルトキハ金屬(亞鉛引ニアラフサル鐵板)ヲ以テ内面ヲ覆ヒタル蓋付ノ容器ヲ用ユヘシ
- 第十二條 化製所ハ常ニ清潔ニ掃除スヘシ
- 第十三條 化製場ノ構造破損シタルトキハ速ニ改修スヘシ
- 第十四條 左ノ各號ニ該當スルトキハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ使用ヲ停止シ若ハ除害ノ裝飾ヲ命スルコトアルヘシ
- 一、建設許可ノ日ヨリ六十日以内ニ工事ニ著手セス又ハ落成期日ヲ經過シ落成セサルトキ
- 二、百八十日以上休場シタルトキ
- 三、燒失又ハ崩壞ニ罹リ百二十日以内ニ改築ヲ出願セサルトキ
- 四、法定代理人、保佐人又ハ夫カ其ノ連署ヲ取消スノ意志ヲ表示シタルトキ
- 五、化製場ノ使用權ヲ喪失シタルトキ
- 六、本則ニ違背シ若ハ衛生上危害ヲ生スルノ虞アリト認メタルトキ
- 第十五條 當該吏員ニ於テ化製場ヲ検査セムトスルトキハ之レヲ拒ムコトヲ得ス



第十六條 本則第三條第七條乃至第十三條ニ違背シタルモノ又ハ第十四條ニ據リ發シタル命令ニ從ハサルモノハ二十日以下ノ拘留又ハ二十圓以下ノ科料ニ處ス

第十七條 法人ニシテ本則又ハ本則ニ依リ發シタル命令ニ違背シタル場合ハ其ノ代表者ニ前條ノ刑ヲ科ス

十二年未滿ノモノ又ハ禁治産者ニシテ本則又ハ本則ニ依リ發シタル命令ニ違背シタルトキハ前條ノ刑ヲ其ノ法定代理人ニ科ス

雇人其他ノ從業者ニシテ本則又ハ本則ニヨリ發シタル命令ニ違背シタルトキハ建設者(法人ニアリテハソノ代表者)ニ對シテモ亦前條ノ刑ヲ科スルコトアルヘシ

附 則

第十八條 現在ノ化製場ニシテ本則第二條第五條ノ制限ニ適合セサルモノハ明治三十七年十二月卅一日迄ニ本則ニ依ルヘシ 但シ結核病又ハ其ノ疑アル畜牛ニ關スル設備及構造ハ此ノ限ニアラス

前項期限内ト雖モ改造又ハ大修繕ヲナス場合ニハ本則ニ依ルヘシ

第十九條 明治十八年甲第十四號ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

十一、農商務省農事試驗場依頼分析規則

(大正十一年四月十九日 農商務省告示第百三號)

第一條 農事試驗場ニ分析ノ依頼ヲ爲サムトスル者ハ大正十一年勅令第二百十四號ニ依リ相當收入印紙ヲ貼附セル別記様式ニ準シタル依頼書ニ供試品ヲ添ヘテ之ヲ差出スヘシ

第二條 分析一件毎ニ差出スヘキ供試品ノ數量左ノ如シ但シ農事試驗場長ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ増加セシムルコトアルヘシ

土壤

一「キログラム」

販賣肥料

二百「グラム」

前號以外ノ肥料

二「キログラム」

肥料原料

五百「グラム」

農産物(乾燥セルモノ)

二百「グラム」

農産物(乾燥セサルモノ)

二「キログラム」

農産製造品(液狀ナラサルモノ)

二百「グラム」

農産製造品(液狀ヲナセルモノ)

一「リットル」

水(定性分析ヲ要スルトキ)

二「リットル」

水(定量分析ヲ要スルトキ)

五「リットル」

第三條 前條ニ掲ケサル物料ノ分析一件毎ニ差出スヘキ供試品ノ數量ハ前條ノ規定ニ準シ農事試驗場長之ヲ指定ス

第四條 農事試驗場長分析ヲ爲スノ必要ナシト認ムルトキ又ハ分析ヲ爲スコト能ハサルトキハ依頼ニ應セサルコトアルヘシ

第五條 供試品ハ之ヲ返還セス但シ分析ノ依頼ニ應セサルモノニ付テハ其ノ旨通知ノ日ヨリ二週間以内ニ請求アリタル場合ニ限り供試品ヲ返還ス此ノ場合ニ於テハ供試品返還ニ要スル費用ハ依頼者之ヲ負擔スヘシ

第六條 當該官吏ハ分析ノ依頼ニ應スルモノト決定シタルトキハ書類ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニ掛ケ黒肉ヲ用ヒ消印ヲ押捺スヘシ

附 則

明治二十六年農商務省告示第十九號ハ之ヲ廢止ス



(別紙様式)

收入  
印紙

分析依頼書

- 一 供試品名
  - 二 生産地名又ハ製造地名
  - 三 生産人名又ハ製造人名
  - 四 分析ヲ要スル成分
- 右定性(又ハ定量)分析依頼致度手数料何圓收入印紙ヲ以テ納付候也
- 年 月 日
- 住 所
- 職業 氏名又ハ名稱印

農事試験場長宛

農商務省農事試験場ノ所在地

東京府北豊島郡瀧野川町西ヶ原

十二、農事試験場分析手数料ノ件

(明治二十六年十二月 日勅令第二百三十號  
大正十一年四月十九日勅令第二百十四號改正)

- 第一條 農事試験場ニ分析ノ依頼ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納ムヘシ
- 一 定性分析
    - 土壤、肥料、肥料原料又ハ農産製造品 每一件一成分一圓
    - 水 每一件一成分二圓一成分ヲ増ス毎ニ一圓ヲ加フ

- 二 定量分析
  - 右ニ掲クル物料ノ普通含有セサル成分 每一件一成分三圓
  - 肥料又ハ肥料原料 每一件一成分二圓一成分ヲ増ス毎ニ一圓ヲ加フ

- 土壤、農産物又ハ農産製造品 每一件一成分三圓一成分ヲ増ス毎ニ二圓ヲ加フ
- 水分、可燃物及灰分ハ各五十錢トス
- 水分、可燃物及灰分ハ各五十錢トス 每一件一成分三圓一成分ヲ増ス毎ニ二圓ヲ加フ
- 水 每一件一成分三圓一成分ヲ増ス毎ニ二圓ヲ加フ
- 右ニ掲クル物料ノ普通含有セサル成分 每一件一成分十圓
- 右ニ掲クル物料ノ普通含有セサル成分 每一件二十圓

- 三、土壤ノ機械的分析 每一件五圓
- 四、土壤ノ窒素又ハ磷酸吸收力ノ檢定ノ爲ニスル分析 每一件二十圓
- 五、前各號ニ掲クルモノノ外農業ニ關係アル物料ノ分析手数料ノ額ハ前各號ノ規定ニ準シ農事試験場長之ヲ定ム
- 第二條 分析ノ依頼ヲ爲ス者分析ノ報告書ノ複本ヲ請求スルトキハ一通毎ニ二十錢歐文ニ依ル複本ヲ請求スルトキハ一通毎ニ五十錢以上十圓以下ノ手数料ヲ納ムヘシ
- 第三條 手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ

附 則

本令ハ大正十一年四月二十日ヨリ之ヲ施行ス



十四、千葉縣農事試驗場依頼分析規程

(大正十二年三月三十一日) 千葉縣告示第三百三十七號

第一條 千葉縣農事試驗場ハ土壤、肥料、農產物、農產製造品、飼料、灌溉水、其ノ他農業ニ關係アル物料ノ分析ノ依頼ニ應ス但シ農事試驗場長ニ於テ分析ヲ爲スノ必要ナシト認ムルトキ又ハ場務ノ都合ニ依リ分析ヲ爲シ得サルトキハ依頼ニ應セサルコトアルヘシ

第二條 分析ハ定性及定量ノ二種トス

第三條 分析ノ依頼ヲ爲シ得ル者ハ千葉縣内ニ居住スル者ニ限ル

第四條 分析ヲ依頼セムトスル者ハ様式第一號ニ依リ分析依頼書ニ供試品ヲ添ヘ農事試驗場長ニ提出スヘシ

第五條 分析一件毎ニ差出スヘキ供試品ノ數量左ノ如シ但シ農事試驗場長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ之ヲ増加セシムルコトアルヘシ

一 土壤

五百匁以上

二 肥料

(イ) 油粕、糠、乾魚、搾粕、鳥糞類、骨灰、骨粉、草木灰、醸造粕、製造粕、蠶蛹、蠶渣等

二百匁以上

人造肥料

百匁以上

堆肥類

五百匁以上

液態肥料

一升以上

三 水

(イ) 定性分析ヲ要スルトキ

二升以上

(ロ) 定量分析ヲ要スルトキ

五升以上

四 農產物及飼料

(イ) 乾燥セルモノ

二百匁以上

(ロ) 乾燥セサルモノ

八百匁以上

五 農產製造品

(イ) 液狀ナラサルモノ

百匁以上

(ロ) 液狀ヲナセルモノ

五合以上

供試品ハ之ヲ一局部ヨリ採取スルコトナク各部ヨリ採取シ能ク混和シタル後所定ノ量ヲ材料ニ供スヘキモノトス

第一項ニ定ムル以外ノ物料ノ數量ハ其ノ都度農事試驗場長之ヲ定ム

第六條 分析依頼ノ應否ハ之ヲ依頼者ニ通知スルモノトス

第七條 分析ノ依頼ニ應スル旨通知ヲ受ケタルトキハ依頼者ハ様式第二號ノ納付書ニ千葉縣手数料徴收及其ノ細則ニ規定セル金額ニ相當スル收入證紙ヲ貼付シ之ヲ農事試驗場長ニ提出スヘシ

第八條 供試品ハ之ヲ返戻セス但シ分析ノ依頼ニ應セサルモノニ付テハ其ノ旨通知ヲ發シタル日ヨリ二週間以内ニ請求シタル場合ニ限り供試品ヲ返還ス此ノ場合ニ於テハ供試品返還ニ要スル費用ハ依頼者之ヲ負擔スヘシ

第九條 分析ヲ結了シタルトキハ様式第四號ニ依リ其ノ成績書ヲ依頼者ニ交付スルモノトス

第十條 前條ノ分析成績ハ其ノ供試品以外ニ効力ヲ有セス

第十一條 分析成績書ノ謄本ヲ請求セムトスル者ハ様式第三號ニ依ル請求書ニ相當額ノ收入證紙ヲ貼付シ農事試驗場長ニ提出スヘシ

付シ農事試驗場長ニ提出スヘシ



附 則

本規程ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
様式

第一號(用紙半紙)

分析依頼書

- 一 供試品名及數量(商標又ハ保證票ヲ附シアルモノハ之ヲ記入スヘシ)
  - 一 生産地名若ハ製造地名或ハ採集人住所(居所氏名)
  - 一 購入價格(種類別單價)
  - 一 販賣地及販賣人氏名
  - 一 分析ヲ要スル成分
  - 一 分析ヲ要スル目的
- 右定性(定量)分析相成度此段及御依頼候也

年月日

千葉縣農事試驗場長宛

住所  
職業

氏

名印

第二號

分析手数料納付書

收入  
證紙

一金

右何年何月何日及御依頼候何々分析手数料トシテ納付候也

年月日

千葉縣農事試驗場長宛

住所

氏

名印

第三號(用紙半紙)

收入  
證紙

分析成績書謄本請求書

何年何月何日第何號何々分析成績書謄本何通御下附相成度此段請求候也

年月日

千葉縣農事試驗場長宛

住所

氏

名印

第四號

第 號

一供試品名

記

生産地又ハ製造地名或ハ採集地名



生産人又ハ製造人名或ハ採集人名  
分析依頼者 住所 氏 名

定性(定量)分析成績

一何々 定性又ハ有無又ハ痕跡

一何々 定量ハ原品百分中若干又ハ痕跡

右ハ依頼者ヨリ本場ニ提出シタル供試品ニ就キ施行シタル分析ノ結果ナルコトヲ證ス

年月日

千葉縣農事試驗場長 氏 名印

分析擔任者 職 氏 名印

千縣農事試驗場ノ所在地 千葉縣千葉郡都村邊田(千葉市外)

### 十五、千葉縣手数料徴收及其ノ細則 (抄)

(大正元年十二月二十日千葉縣令第百八號  
大正十二年三月三十一日千葉縣令第十九號追加)

第二條 縣ハ府縣制第九十九條ニ依リ左ノ手数料ヲ徴收ス

千葉縣農事試驗場依頼分析ニ依ルモノ

四十二 定性分析

土壤、肥料

水

右ニ掲クル物料ノ普通ニ含有セサル成分

- 各一件一成分金五拾錢
- 一件一成分金貳圓
- 一成分ヲ増ス毎ニ金壹圓ヲ加フ
- 一件一成分金參圓

農産製造品

四十三 定量分析

肥料

但シ水分、可燃物及灰分全量ハ各金參拾錢トス

土壤

- 一件一成分金五拾錢
- 一件一成分金壹圓
- 一成分ヲ増ス毎ニ金五拾錢ヲ加フ
- 一件一成分金壹圓五拾錢
- 一成分ヲ増ス毎ニ金七拾五錢ヲ加フ

但シ水分、可燃物及灰分全量ハ各金參拾錢トス

右ニ掲クル物料ノ普通ニ含有セサル成分

農産物及飼料

但シ水分、可燃物及灰分全量ハ各金參拾錢トス

農産製造品

- 四十四 土壤ノ酸度又ハアルカリ度定量
- 一件一成分金貳圓
- 一成分ヲ増ス毎ニ金壹圓ヲ加フ
- 四十五 土壤ノ機械的分析
- 一件金壹圓
- 一件金參圓
- 四十六 土壤ノ窒素又ハ燐酸吸收力檢定試験
- 一件金貳圓
- 一通金貳拾錢
- 四十七 分析成績書謄本



前項第四十二號乃至第四十六號ニ掲クルモノノ外農業上ニ關係アル物件ノ分析手数料額ハ其ノ都度知事之ヲ定ム

第四條 左ニ掲クルモノニ對シテハ手数料及其他ノ費用ヲ徵收セス

三、縣内各官廳、學校、市町村、農會、產業組合ノ依頼分析ニ係ルモノ

十六、肥料鑑定ニ關スル件通牒

(大正三年四月二十七日産第二、一)  
(四二號内務部長發各郡長宛)

產業組合並ニ各級農會等ニ於テ一時ニ三百圓以上ノ肥料ヲ購入スルトキハ事務上支障無之限リ之カ成分鑑定ノ請求ニ應スルコトニ決定致候條左記各項該會ニ周知方御取計相成度候也

共同購入肥料分析鑑定請求心得

一、鑑定ノ爲メ提出スル肥料ノ量目ハ一種百匁以上トシ左ノ事項ヲ記載シタル請求書ヲ添附スヘシ

一、肥料ノ名稱

二、購買月日

三、販賣者住所氏名

四、製造者住所氏名

五、肥料十貫匁ノ價格

六、不正ノ疑アルトキハ其ノ要領

七、保證票又ハ其ノ寫

二、提出スヘキ肥料ノ採收方法左ノ如シ

一、容器ヲ用フル肥料中粉末狀ノモノハ其ノ一個ノ數ヶ所ヨリ抽出シタルモノヲ能ク混和シ瓶ニ密封スヘシ

二、容器ヲ用フル肥料中粉末狀ナラサルモノハ容器ヲ開キ充分混和ノ上其ノ容器内ノ全体ヲ代表スル程度ニ採收シ瓶其ノ他適當ナル容器ニ密封スヘシ

三、容器ヲ用ヒサル肥料ハ其ノ一個ノ數ヶ所ヨリ採收シ適當ナル容器ニ密封スヘシ但シ保證票ノ添付シアル肥料ハ凡テ瓶ニ密封スヘシ

四、肥料ノ數量多額ナルトキハ左記ノ割合ニ全部ノ所々ヨリ撰出セルモノニ就キ前記ノ手續ヲ了スヘシ

五十個以内ノトキハ五個

三百個以内ノトキハ十五個

三百個以上ノトキハ三十個

三、鑑定ノ結果ハ書面ヲ以テ申請者ニ告知シ肥料ハ之ヲ還付セス



306  
485

大正十三年九月五日印刷  
大正十三年九月十日發行

【定價金貳拾五錢】

編纂者

千葉縣內務部

印刷行

人兼

能

勢

鼎

三

千葉市千葉五百二十二番地

印刷所

千葉活版所

千葉市千葉五四八番地

發賣所

千葉市本町三丁目

多田屋書店



